

令和4年7月7日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 御中

札幌市厚別区厚別西3条4丁目3番15号

有限会社オンザロード

代表取締役 池田 勇 夫



回 答 書

弊社は、令和3年12月20日（月）から令和4年3月10日（木）までの除雪業務につき、御契約頂いた消費者の方々に、弊社として予定した除雪が行えなかったことにつき、お詫び申し上げます。

ところで、弊社では、除雪期間である令和3年12月20日から令和4年3月10日の間につき、必ず、少なくとも、10日に1回のペースでお伺いしますとお約束はしていません。予め、曜日、回数等は決まっておられませんと、御契約時にお知らせしてきたとおりです。

令和3年12月20日から、令和4年3月10日までの間においては、札幌市周辺において、予想できない異常な大雪により、道路の除雪ができず、市道、国道等が通行出来ないか、極めて困難な事態が長く続きました。除雪ができないことから、交通事故も大変多く、また落雪による事故も多かったことは、記憶に新しいところです。

弊社においては、できる限りの除雪作業を行おうとし、本来、業務外の道路の除雪も併せて行わざるをえないこともありました。それで、なんとか除雪をしようとして、従業員においては、休みもとれない状況で、除雪を行おうとしてきました。

その結果、弊社においては、業務を遂行し、全体として、6回の除雪を行い、更に、7回目の除雪も、半数を終えていることができた次第です。

今年度の異常な気象状況下で、市道、国道を走行できない状態、そして市内の雪捨て場が一杯で、札幌市内全域で除雪に時間がかかる事態となっていたこと、更に、パートナーシップ制度での除雪業者との兼ね合いなどの問題もあり、今年度の除雪回数となっている次第です。

このような経緯にて、除雪を行ってきたものですので、もともと8回を確定的に行うことは、御契約者の方々に約束をしてはいないこと、そして何よりも弊社として、如何ともしがたい気象状況、道路状況等から、今年度の除雪事業となったことを、御理解頂きたく存じます。

このため、契約者の方々には、直ちに、金員を御返還することではなく、今後の除雪において、より適切な除雪を行うことにより、弊社としての責を果たさせて頂ければとお願いする次第です。

なお、以上の事情を踏まえましても、1回分の除雪相当料につき、返還を求めたい御契約者がおられましたら、弊社あて個別に、ご連絡をお願いします。

どのような事情であったかを、改めて御相談させて頂きながら、御納得頂けるように、努めたいと存じます。

以上、回答とさせていただきます。